

蟹江町立児童館・学童保育所

安全管理マニュアル

蟹江町立児童館・学童保育所

令和 6 年 4 月

目 次

■安全計画 I (事故防止安全対策マニュアル)	2
■安全計画 II 防災マニュアル(防災対策)	8
■安全対策III防犯(不審者対応時)マニュアル(防犯対策)	10
■感染症対応マニュアル(児童館・学童保育所)	11

蟹江町児童館事故対応マニュアル(来館者の傷病などのケース)

事故発生時の基本的な流れ	<ol style="list-style-type: none">職員は、直ちに来館者の応急処置を行い、館長へ連絡する状態の観察(受診の必要性の判断)状態に応じて保護者や関係機関(医療機関・救急車など)へ連絡する ・事故の状況・原因・場所・時間 ・来館者の状態(出血や打撲の有無・顔色・全身の状態をみる) ・事実に基づいた記録を残しておく所管であるこども福祉課へ連絡をする
児童の保護者などへの対応	事故の発生状況、医療機関の診察、受診結果、今後の受診などをきちんと説明し理解を求める。いかなる状況の事故であっても、会館時間中に発生した事故である以上は、細心の注意と誠意をもって対応する。
こども福祉課への報告	上記の保護者への対応と同じようにこども福祉課へ報告する。また、事故報告書をすみやかに提出する。 館内で発生した食中毒・伝染病などについても同様に報告する。
事故報告書の作成	児童健全育成推進財団に事故報告を要する傷病事案について(入院・骨折など)も、同様に事故報告書を作成する。
第三者委員会の設置	死亡事故等が起こった場合に、事故を検証する第三者委員会を設置し、事故原因の解明と再発防止策の協議を行うこととする。

蟹江町児童館事故対応マニュアル(事故発生時の対応)

館長、職員が共通の理解のもと対応する

1.いざというときのために	医療機関の確認をする。 児童の保護者と連絡をとる。
2.報告の大切さ	必要な場合は児童の保護者に報告をすること。 帰宅後に発生する可能性のある異常についても、保護者に健康観察をお願いする。
3.事故発生時のメモの作成	事故発生については発生時刻、発生状況、応急手当内容等時間を追って記録する。 保護者に対してもけがの程度、処置内容、事故発生時の状況、再発防止に対する児童館の姿勢などの説明と記録を残しておく。

軽症以外(救急搬送要請 119 消防署)

1. 高所からの転落・転倒による骨折や頭部の強打など
2. 顔色が悪く、ぐったりとしている
3. けいれん、ひきつけを起こしている
4. 出血が止まらない
5. 吐き気や嘔吐を繰り返している
6. やけどの面積が広い

蟹江町児童館事故対応マニュアル

(児童館における事故のリスクマネージメント(予防対策))

こどもの持つリスク対策

1. 視診や家庭からの報告よりこどもの日々の情緒・体調の把握をする
2. 危険な行動への注意喚起をする
3. 遊具、館庭での遊び方の指導をする
4. 危険を回避するための安全教育を行う
5. 危険につながる行動については児童館全体で注意喚起をする

職員の持つリスク対策

○職員の対応

1. 職員の事故の認識、危険予知能力の向上を図る
2. 子どもの発達段階や特徴を職員全体で把握する
3. 子どもの行動予測につとめる
4. 職員間で声を掛け合い危険防止の確認をする
5. 全体の状況の把握をする
6. 事故原因の分析と防止方法の検討と全職員への注意の喚起をする
7. 日頃から安全面についても話し合いをする
8. 全職員が来館者の事故防止に心がける
9. 発生時の連絡、通報ができるように準備する

○こどもへの対応

1. 他児に攻撃的な面のある子どもの行動については全職員が予測して反応する
2. 全職員が肘内障や熱性けいれん・アレルギーなどを起こした時の対応を知識として持つておく
3. 外遊びなどの状況に合った人員の配置を行う

○施設、館庭などの対応

1. 建物、館庭の特性の把握をし、それらに対する配慮をする
2. 職員間の情報交換とチームワーク作りをする
3. 子どもの状況把握のための職員の位置確認をする
4. 職員間で、館庭・固定遊具などの遊び方についての確認をする

施設、設備、遊具の持つリスク対策

1. 施設内外、設備、遊具について常に安全点検を行う
2. 異常を発見した際には早期に修理を行う
3. 遊具の破損したものは直ちにかたづける
4. 安全点検は、職員全体で協力して行う
5. 危険な薬品や刃物、千枚通しなどは安全に保管・管理する
6. 砂場、遊具、備品の置き方に気をつけて環境を整備する

蟹江町学童保育所事故対応マニュアル(児童の傷病などのケース)

事故発生時の基本的な流れ	<ol style="list-style-type: none">職員は、直ちに児童の応急処置を行い、所長へ連絡する状態の観察(受診の必要性の判断)状態に応じて保護者や関係機関(医療機関・救急車など)へ連絡する ・事故の状況・原因・場所・時間 ・児童の状態(出血や打撲の有無・顔色・全身の状態をみる) ・事実に基づいた記録を残しておく所管であるこども福祉課へ連絡をする
保護者への対応	事故の発生状況、医療機関の診察、受診結果、今後の受診などをきちんと説明し理解を求める。いかなる状況の事故であっても、保育時間中に発生した事故である以上は、細心の注意と誠意をもって対応する。
こども福祉課への報告	上記の保護者への対応と同じようにこども福祉課へ報告する。また、事故報告書をすみやかに提出する。
事故報告書の作成	児童健全育成推進財団に事故報告を要する傷病事案について(入院・骨折など)や学童保育所で発生した食中毒・伝染病などについても同様に報告する。
第三者委員会の設置	死亡事故等が起った場合に、事故を検証する第三者委員会を設置し、事故原因の解明と再発防止策の協議を行うこととする。

蟹江町学童保育所事故対応マニュアル(事故発生時の対応)

所長、職員が共通の理解のもと対応する

1.いざというときのために	医療機関の確認をする。 保護者と連絡をとる。
2.報告の大切さ	軽症でも、帰宅時には必ず保護者に報告をする。 帰宅後に発生する可能性のある異常についても、保護者に健康観察をお願いする。
3.事故発生時のメモの作成	事故発生については発生時刻、発生状況、応急手当内容等時間を追って記録する。 保護者に対してもけがの程度、処置内容、事故発生時の状況、再発防止に対する学童保育所の姿勢などの説明と記録を残しておく。

軽症以外(救急搬送要請 119 消防署)

1. 高所からの転落・転倒による骨折や頭部の強打など
2. 顔色が悪く、ぐったりとしている
3. けいれん、ひきつけを起こしている
4. 出血が止まらない。
5. 吐き気や嘔吐を繰り返している
6. やけどの面積が広い

蟹江町学童保育所事故対応マニュアル(学童保育所における事故のリスクマネジメント(予防対策))

児童の持つリスク対策

1. 視診や家庭からの報告より児童の日々の情緒・体調の把握をする
2. 危険な行動への注意の喚起をする
3. 遊具、館庭での遊び方の指導をする
4. 危険を回避するための安全教育を行う
5. 危険につながる行動については学童保育所全体で注意喚起をする

職員の持つリスク対策

○職員の対応

1. 職員の事故の認識、危険予知能力の向上を図る
2. 児童の発達段階や特徴を職員全体で把握する
3. 児童の行動予測につとめる
4. 職員間で声を掛け合い危険防止の確認をする
5. 全体の状況の把握をする
6. 事故原因の分析と防止方法の検討と全職員への注意の喚起をする
7. 指導計画に事故防止の配慮も取り上げる
8. 保育の反省時に安全面についても話し合いをする
9. 生活(活動)の切り替えははっきり行う
10. 全職員が児童の事故防止に心がける
11. 発生時の連絡、通報ができるように準備する

○児童への対応

1. 他児に攻撃的な面のある児童の行動については全職員が予測して反応する
2. 肘内障や熱性けいれん・アレルギーなど起こしやすい児童を全職員が把握する
3. 外遊び、早朝・延長保育などの状況に合った人員の配置を行う

○施設、館庭などの対応

1. 建物、館庭の特性の把握をそれらに対する配慮をする
2. 職員間の情報交換とチームワーク作りをする
3. 児童の状況把握のための職員の位置の確認をする
4. 職員間で、館庭、固定遊具などの遊び方についての確認をする

施設、設備、遊具の持つリスク対策

1. 施設内外、設備、遊具について常に安全点検を行う
2. 異常を発見した際には早期に修理を行う
3. 遊具の破損したものは直ちにかたづける
4. 安全点検は、職員全体で協力して行う
5. 危険な薬品や刃物、千枚通しなどは安全に保管・管理する
6. 砂場、遊具、備品の置き方に気をつけて環境を整備する

防災対策

第1 防災への備え

(1) 防災訓練の実施

- ① あらゆる状況を想定して訓練計画をする
 - ・災害の種類や時間(火災・地震・台風・水害・平日・土曜日・午前・午後)
- ② 準備
 - ・役割分担
 - ・避難経路の確認
- ③ 実施
 - ・指示に従って避難する
 - ・人員点呼など
- ④ 検証
 - ・確認

(2) 避難に必要な用具

- ・非常持ち出し書類
- ・非常時に必要なもの避難用具(ヘルメット・誘導ロープ)
- ・非常持ち出し袋(懐中電灯・軍手・常備薬・ティッシュペーパーなど)

(3) 避難誘導

安全な場所(あらかじめ避難場所を決めておく)へ誘導する。

(火災の場合)

- ・火災発生を知らせ、出火の状況や風向きを考えて誘導し避難する。
- ・最後尾は残留者を確認し、窓ガラス・出入り口ドアを閉めて避難する。
- ・ハンカチなどで口や鼻を覆い、ないときは手や口で覆いできるだけ姿勢を低くして避難する。

(地震の場合)

- ・地震発生を知らせ安全な場所で身を守る。
- ・大きな揺れが収まったら、避難経路の安全を確認してから避難する。

※火災発生時は火災対応を含め安全な場所へ避難誘導をする。

第2 防災(災害)対策—火災

(1) 火災発生の基本

- ①周囲に知らせる
- ②早く消火する
- ③早く避難する

(2) 初期消火

- ①出火場所の確認
- ②初期消火が可能なら火の始末をする
- ③電気器具はスイッチを切る。

(3) 消防・119番へ通報

通報の例

- 「こちらは〇〇です。火事です。」
- センターの問い合わせに答える
- 出火元・住所・私は〇〇の〇〇です など

第3 防災(災害)対策—地震

(1) 家具・避難経路の確保など日頃からしておく

(2) 室内で地震が起きたとき

- ①身を守る
- ②火の始末、電気などを消す
- ③出口を開放し避難経路の確保をする
- ④慌てない
- ⑤安全な場所に集める
- ⑥情報収集
- ⑦壇や高い建物に近づかない

(3) 屋外で地震に遭遇したら

- ・児童や来館者を安全な場所に集める
- ・遊具で遊んでいるときは中断する
- ・安全な場所に集めたら、落ち着かせ待機する

(4) 津波警報が出た場合

- ・速やかに建物の一番高い所へ避難する
- ・場合によってはより安全な所へ避難する

(5) 避難所に指定されているところは対応する

(6) その後に備えて

- ・発生日時、場所、人数、状況:報告書の作成、提出
- ・現場の写真:客観的で詳細な情報
- ・破損箇所の確認と修復箇所:応急処置とその後の対応

防犯対策

外部からの侵入者への対応

不審者の侵入防止

- ② 日常の点検
 - ・来館者・登所児童の把握、活動場所を確認する
 - ・施錠・開錠箇所を確認する(門・フェンス・外灯・窓・出入口・避難口・鍵等の状況を点検する)
 - ・防犯用具の整備と使用訓練をする(防犯ブザー、携帯など)
- ③ 不審者が侵入した場合の安全指導
 - ・不審者らしき情報は職員に伝える
 - ・職員からの指示に従う
 - ・職員が近くにいなければ侵入者から遠ざかり、職員のそばに行く
- ④ 児童館・学童保育所内の巡回
 - ・職員は適切に配置するとともに巡回を徹底し、不審者の早期発見、児童の安全確保に努める。
 - ・屋外の活動にあたっても注意事項を職員が指導したり来館児童や学童児童と話し合ったりする
- ⑤ 関係機関・保護者との連携・職員内で緊急時の連絡先の確認と連絡方法の周知を徹底しておく
- ⑥ 保護者と安全対策を共有しておく
 - ・来館児童は季節の時間により帰宅を促す。
 - ・学童児童の送迎は原則決まった人とし、変更がある場合は連絡してもらうよう徹底する。施設開放時は目を離さないようにする。

不審者が侵入したとき

- ① 施設内に不審者が侵入しようとしたら行動を注視する
- ② 施設内に侵入しようとした不審者に注意を促し侵入を食い止める
- ③ 侵入を食い止められなかった場合は各施設で対応する

不審者訓練

- ・あらゆる状況を想定して計画、訓練を行う

児童館における感染症対策

〈日常の衛生管理・指導について〉

- 生活の中で、こども自らが自分の健康を守る力を身に着けられるようにする
 - ・屋外で遊んだ後は、手洗いをすることを習慣にする
 - ・咳・鼻水・熱・体がだるい等の症状があるときは職員に伝える
- 掃除・消毒について
 - ・来館者が使用する部屋・トイレなどは毎日掃除し消毒をする
 - ・コロナやインフルエンザなどが流行する時期には、定期的に換気をする
 - ・感染性胃腸炎（ノロウイルス等）が流行する時期には、トイレのドアノブなどを消毒する
- ◎児童館は多くのこどもが利用するため、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努める
- 児童館利用について
 - ・感染で自宅待機のこども及び学級閉鎖・学年閉鎖中のこどもは、児童館の利用はできない
 - ・おむつ交換した場合は、使用済みのおむつは持ち帰ってもらう

〈嘔吐した場合の対応について〉

【嘔吐処理用品の準備】

- ・マスク
- ・使い捨てのガウンまたは、エプロン
- ・ゴム（ビニール）手袋
- ・ビニール袋
- ・汚物入れ
- ・雑巾・新聞紙等
- ・エスヂア（次亜塩素酸ナトリウム）

【嘔吐処理手順】

1. 室内の場合は、すぐに病児から他の来館者を別室に移動させる（別室がない場合は、できるだけ遠ざける）
2. 窓を開けて換気すると同時に、嘔吐処理用品を準備する
3. 処理に対応する職員は、マスク・使い捨てのガウンまたは、エプロンをしてゴム手袋をはめる
4. 嘔吐物の飛散を防ぐため、新聞紙で覆う
5. 嘔吐した子どもの対処をする（着替えをし、衣服はビニール袋に入れて持ち帰らせる）
6. 嘔吐物を消毒液に浸した新聞紙や雑巾等で拭き取り、ビニール袋に入れて、袋の口をしっかりと縛る
7. 消毒液で床を拭き上げる（屋外の場合は、吐物の周りの土も取り除いて消毒液を撒く）
8. 嘔吐物を入れた袋や使用した手袋などを別のビニール袋に入れてしまつかりと縛る
9. 嘔吐物は、半径2~3メートルぐらいまで飛び散るので、広い範囲を消毒するとともに靴底も消毒する

※1・5は、できれば同時進行で、嘔吐物の処理は最少人数で行う。

学童保育所における 感染症対策

＜日常の衛生管理・指導について＞

- 生活の中で、児童自らが自分の健康を守る力を身に着けられるようにする
 - ・屋外で遊んだ後は、手洗いをすることを習慣にする
 - ・咳・鼻水・熱・体がだるい等の症状があるときは職員に伝える
- 掃除・消毒について
 - ・児童が使用する部屋・トイレなどは、毎日掃除し消毒をする
 - ・コロナやインフルエンザなどが流行する時期には、定期的に換気をする
 - ・感染性胃腸炎(ノロウイルス等)が流行する時期には、トイレのドアノブなどを消毒する
- 登所時について
 - ・職員は、出席をとると同時に児童の健康状態を把握する(咳等の症状がある場合は、マスクの使用を推奨する)
- ※感染で自宅待機中児童、および学級閉鎖・学年閉鎖中の対象クラス児童は学童保育所の利用はできない
- おやつ、昼食時について
 - ・児童・職員ともに、手洗いをする
 - ・感染症の流行時は、机を消毒する(エスヂア、またはアルコール消毒液を使用する)
 - ・おやつは、児童が食べる前に職員が検食をおこなう

＜嘔吐の対応について＞

【嘔吐処理用品の準備】

- ・マスク
- ・使い捨てのガウンまたは、エプロン
- ・ゴム(ビニール)手袋
- ・ビニール袋
- ・汚物入れ
- ・雑巾・新聞紙等
- ・エスヂア(次亜塩素酸ナトリウム)

【嘔吐処理手順】

1. 室内の場合は、すぐに病児から他の児童を別室に移動させる(別室がない場合は、できるだけ遠ざける)
2. 窓を開けて換気すると同時に、嘔吐処理用品を準備する
3. 処理に対応する職員は、マスク・使い捨てのガウンまたは、エプロンをしてゴム手袋をはめる
4. 嘔吐物の飛散を防ぐため、新聞紙で覆う
5. 嘔吐した児童の対処をする。(着替えをし、衣服はビニール袋に入れて持ち帰らせる)
6. 嘔吐物を消毒液に浸した新聞紙や雑巾等で拭き取り、ビニール袋に入れて、袋の口をしっかりと縛る
7. 消毒液で床を拭き上げる(屋外の場合は、吐物の周りの土も取り除いて消毒液を撒く)
8. 嘔吐物を入れた袋や使用した手袋などを別のビニール袋に入れてしっかりと縛る
9. 嘔吐物は、半径 2~3 メートルぐらいまで飛び散るので、広い範囲を消毒するとともに靴底も消毒する

※1・5 は、できれば同時進行で、嘔吐物の処理は最少人数で行う

＜保護者への連絡＞

- ・検温・視診などの適切な対応をする
- ・家庭調書の保護者の緊急連絡先を確認し、電話連絡をする
- ・発熱や嘔吐を繰り返すなどの症状がある場合は、隔離して安静にしたり、脇などを冷やしたりして適切な対応をする
- ・経過を観察しながら検温・症状を記録し、降所時に保護者へ詳細を伝達する